

令和 6 年度事業に関する資料

1. 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収について

(1) 概要

船橋市では、ごみの減量と資源化に向け、一般廃棄物処理基本計画の基本方針に掲げる環境負荷の更なる低減に向けて取り組んでおり、市民のリサイクル活動を促進するため、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収活動に取り組むHOYA株式会社アイケアカンパニーと 令和6年3月29日に協定を締結した。

令和6年5月1日から回収ボックスを市役所1階に設置し、回収を行っている。

(2) 回収開始日：令和6年5月1日

(3) 設置場所：市役所本庁舎1階（正面玄関ホール母子手帳交付コーナー側）

(4) 回収ボックス



(5) 令和6年度実績：41.34kg

2. 小型充電式電池の分別収集について

(1) 概要

小型充電式電池については、近年リチウム電池等を使用した製品が増加しており、廃棄物として処理される過程において、これらの製品が原因と思われる事故が発生し、本市においても昨年度、小型充電式電池が可燃ごみとして排出されたことが原因と思われる、ごみ収集車の発火事故が発生していたことから、小型充電式電池の分別収集について検討を行い、令和6年10月から分別収集を開始した。

(2) 周知チラシ

**令和6年10月から
小型充電式電池の
分別収集を始めます**

小型充電式電池は、破損・変形により発火する危険性が高く、小型充電式電池が着火原因となった火災が全国で多発しています。
事故防止のため、分別収集にご協力をお願いします。

対象

小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）

小型充電式電池が取り外せない製品（スマートフォン、ワイヤレスイヤホン、加熱式たばこ、ハンディファンなど）

排出方法

- ・「不燃ごみ」の日に、ごみ収集ステーションの端に置く。
- ・小型充電式電池は、「充電式電池」と貼り紙もしくは記入をして透明な袋に入れて排出。
(端子部分をテープ等で覆い、絶縁処理をする。)
- ・小型充電式電池が取り外せない製品は、「充電式電池」と貼り紙をして不燃ごみ袋に入れて排出。
- ・小型充電式電池等を入れた袋には、他の不燃ごみは入れない。

**小型充電式電池の例
(取り外した小型充電式電池を含む)**

モバイルバッテリー、ニカド電池、電動自転車バッテリー、ニッケル水素電池、バッテリーパック、リチウムイオン電池

・純正品の小型充電式電池は、電気店やスーパー等にある「充電式電池リサイクルボックス」でも、引き続き回収を行います。

小型充電式電池が取り外せない製品の例

スマートフォン、ワイヤレスイヤホン、加熱式たばこ、電卓、電気シェーバー、タブレット、ゲーム機、電動歯ブラシ、音楽プレーヤー、電子辞書

・小型家電対象品は、市役所・公民館等にある「小型家電回収ボックス」でも、引き続き回収を行います。

船橋市環境部資源循環課 ☎047-436-2433

(3) 令和6年度実績：各月120袋程度